

「県民の日記念行事小瀬会場」出展計画書類

1、2は、全団体に該当 ※出展する構成員ごとに作成すること

1 出展計画書、出展規模調、出展平面図（様式1-1～1-3）

2 小瀬スポーツ公園制限行為の内容（様式2）

県民の日記念行事小瀬会場において、山梨県都市公園条例第4条に規定する販売、展示、集会、チラシ等の配布、火気使用等の制限行為を行う者は、制限行為の許可が必要なため、別添様式に記載の上、実行委員会に提出すること。

※ 制限行為（物品販売）に対しては、山梨県都市公園条例第9条の使用料が徴収されます。

○物品の販売 1日 600円×消費税

○占有料 1日1㎡ 44円×消費税（1㎡未満は切り上げ）

例）10㎡（3坪テント）出展の場合、1,040円/日×消費税

出展場所で火気器具を使用する場合に該当

3 出展テントでの対象火気器具等一覧表（様式1-4）

県民の日記念行事小瀬会場において、甲府地区広域行政事務組合火災予防条例に規定される「対象火気器具」を使用する者は、実行委員会が消防本部に提出する火災予防計画の作成に必要なため、別紙「出展テントでの火気使用に係る留意事項について」に基づき、別紙様式により記載の上、実行委員会に提出すること。

なお、「対象火気器具」を使用する者は、火災予防条例の規定により、出展場所に「消火器」の設置が義務づけられているので遵守すること。

※ 使用に際して火炎や発熱が生じる器具（外見上、火が見えない物も含む）は、用途や熱源（電気、ガス、石油、木炭など）の種類に限らず、消火器の設置が必要な「対象火気器具」となります。

以下、飲食物を提供する場合に該当

4 提供食品の概要（様式3）

県民の日記念行事小瀬会場において、食品の提供等を行おうとする者は、別紙「イベント等における食品取扱いの指導指針」で規定する、食品の取扱いを遵守し、当該通知第3に基づく相談書（実行委員会が保健所に提出）の作成に必要なため、別添様式に記載の上、実行委員会に提出すること。

5 飲食物の提供の際の使い捨て食器の使用調べ（様式4）

飲食物を提供の際に、特別の理由のある場合を除き、リユース食器の使用等により使い捨て食器の削減に取り組むこと。

飲食物を提供する場合は、別紙様式に記載の上、提出し、特別の理由によりリユース食器使用が不可能なため、使い捨て食器を使用せざるをえない場合は、別紙理由書を提出すること。

※ 今年度は、リユース食器の利用促進のため、「デポジット方式」を行いません。このため、「デポジット金」を上乗せしての販売や、返却時に「デポジット金」を回収する必要はありません。

酒類提供及び販売を行う場合に該当

5 酒類提供及び販売に係る誓約書（様式5）

県民の日記念行事交流広場において、酒類提供及び販売を行おうとする者は、別に定める取扱方針により、誓約書を提出すること。